

三重県の後援等名義に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、三重県（以下「県」という。）の後援、協賛、賛助、監修等（以下「後援等」という。）名義の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の主催者は、次のいずれかに該当する者であつて、かつ、主催者及び関係者が信用し得るものであることとする。

(1) 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）

(2) 地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）

(3) 公益社団法人又は公益財団法人

(4) (1)～(3)までに掲げる者以外の者で特に適当と認められる活動を行っているもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後援等名義の使用を承認しないものとする。

(1) 主催者又は関係者が別表1に掲げる場合

(2) 主催者又は関係者に対する相当の訴訟が提起され、又は被害者団体が結成されている場合

(3) 主催者が宗教法人である場合

(対象事業)

第3条 事業の内容が、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 県行政の推進、普及又は啓発に積極的に寄与するもの

(2) 県民の生活又は教養の向上に寄与するもの

(3) 事業が全県的又はこれに準じた広域性を有するもの

(4) 事業の所要経費についての資金計画が十分なもの

(5) 特定の者の利益が図られるおそれのないもの

(6) 政治的目的を有しないもの

(7) 宗教的目的を有しないもの

(8) 事業にあつては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているもの

(承認の手続き)

第4条 後援等名義の使用の承認を受けようとする者は、事業開始の30日前までに必要な書類を添付して申請書（第1号様式）により申請を行うものとする。

2 承認又は不承認の通知は、第2号様式又は第3号様式によるものとする。

(実施報告)

第5条 主催者は、事業終了後 30 日以内に事業実施報告書（第4号様式）により報告を行うものとする。

(承認の取消し)

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、取消通知（第5号様式）を交付し、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 主催者及び関係者が第2条第1項に該当しなくなった又は同条第2項に該当することとなったと認められるとき
- (2) 事業が第3条に該当しないと認められるとき
- (3) 承認に際して付された条件を遵守しなかったとき
- (4) 申請に際し記入された事項について、虚偽の事実が発見されたとき
- (5) その他特に必要と認めるとき

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

別表1 第2条関係

- 1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）
- 5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）